

＝農地を利用されている皆様へ＝

農業委員会が農地の利用状況を調査します!!

- わが国の食料自給力を高めるため、これ以上の農地の減少を食い止め、最大限に活用することを目的とした新たな農地法が平成21年12月15日に施行されました。
- 新たな農地法では、これまで農業委員会が行ってきた『農地パトロール』が法定化されました。
- 農業委員会が地域を巡回して調査を行いますので、皆様のご理解・ご協力よろしくお願ひします。



農地の利用についてお悩みの方、近くに遊休農地があつてお困りの方は農業委員会までご連絡下さい。